

原規規発第2210052号  
令和4年10月5日

東京電力ホールディングス株式会社  
代表執行役社長 小早川 智明 殿

原子力規制委員会

柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉の設置変更（6号及び7号  
発電用原子炉施設の変更）について

令和3年11月12日付け原管発官R3第148号（令和4年8月23日付け原管発官R4第139号をもって一部補正）をもって、申請のあった上記の件については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第43条の3の8第1項の規定に基づき、許可します。